

第二十二回国会 大蔵委員会 議録 第三十七号

昭和三十年七月二十五日(月曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事坊 秀男君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事横路 節雄君 理事春日 一幸君

宇都宮徳馬君 遠藤 三郎君

菅 太郎君 杉浦 武雄君

内藤 友明君 中山 榮一君

前田房之助君 山本 勝市君

川野 芳滿君 小山 長規君

古川 文吉君 石村 英雄君

木原津與志君 横山 利秋君

井上 良二君 川島 金次君

田万 廣文君 平岡忠次郎君

石野 久男君

出席政府委員

防衛庁參事官 久保 龜夫君

(裝備局長) 大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 原 純夫君

(主計局長) 大蔵事務官 渡邊喜久造君

(主税局長) 委員外の出席者

大蔵事務官(國 清野 貞君

稅務課長) 專門員 椎木 文也君

七月二十五日

委員薄田美綱君及び山本猛夫君辭任につき、その補欠として田子一民君及び内藤友明君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十二日

酒稅率引下げに關する請願(川野芳滿君紹介)(第四三六九号)

第一類第五号

大蔵委員會議録第三十七号 昭和三十年七月二十五日

同(並木芳雄君紹介)(第四四〇〇号)

同(千葉三郎君紹介)(第四四〇一号)

同(福井順一君紹介)(第四四〇二号)

同(木下哲君紹介)(第四四〇三号)

同(井上良二君紹介)(第四四〇四号)

同(平岡忠次郎君紹介)(第四四〇五号)

同(山村新治郎君紹介)(第四四〇六号)

同(中山榮一君紹介)(第四四〇七号)

同(濱野清君紹介)(第四四〇八号)

同(淺香忠雄君紹介)(第四四〇九号)

同(小西寅松君紹介)(第四四一〇号)

同(田村元君紹介)(第四四一一号)

同(古川文吉君紹介)(第四四一二号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第四四一七号)

三級清酒設定反對に關する請願(瀬戸山三男君紹介)(第四三七六号)

同(並木芳雄君紹介)(第四四一三三号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第四四一四号)

同(外十二件(有馬輝武君紹介)(第四四一五号)

同(外一件(野澤清人君紹介)(第四四一六号)

木材業に對する所得稅免除に關する請願(世耕弘一君紹介)(第四三九四号)

大衆飲食店の酒類購入に關する請願(田中武夫君紹介)(第四四一七号)

大島食糧株式会社の債務弁済方法に關する請願(伊東隆治君紹介)(第四四一八号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

地方道路稅法案(内閣提出第三二一號)

交付稅及び譲与稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五五号)

稅制に關する件

○松原委員長 これより會議を開きます。

地方道路稅法案、交付稅及び譲与稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案の兩案を一括議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 ちよつとこの法案に關連して一言聞きたいのは、昨年揮發油稅は一キロ当り一万三千円といつたして二百三十七億を予定して、このうちの三分の一七十九億を、二十九年の揮發油讓与稅に關する法律によつて、一年と限つて揮發油讓与稅の讓与金として都道府県に譲与するというものであつたんですが、これだけ譲与したんですか。

○渡邊政府委員 その金額は譲与いたしました。

○井上委員 譲与を受けた都道府県は、これを完全に都道府県の道路の修復に使つておるとお考えでしょうか。

○渡邊政府委員 その点、この委員會で、二問題になつたと思ひますが、その金額からいたしまして、實際に都道府県が使つてゐるものははるかに大きな金額でございまして——ちよつともの言ひ方が逆になりましたが、われわれは、結論的にはそれは使つてゐるというふうに思つております。ただこの委員會で、二議論の出ましたのは、譲与を受けた金額を他の經費に使つてゐる、こういう府県があることを

お前たちは知らぬか、こういう御質問がございました。この点につきましては、自治庁の方とよく打ち合せてみたのでございます。結局地方道路の關係におきまして、まず早急に金が要る、讓与の金があとから来たというために、他の財源をもつてとりあへず地方の道路の金に使つておきました、あとからこの讓与の金が来ましたときに、前にいわば立てかえておいた金があるものですから、それを見合ひに他の經費と歳入歳出を組んだという事例があるようにございしますが、これはやかましく言ひますと、その経理の關係はもつと正確に補正して、この財源は全部道路に使うべきものだと思ひます。はつきりしたなら讓與がなかつたと思ひますが、その点については、いささか誤解を招くような予算の組み方をした県があるように聞いております。實質的には、その金は全部使つてゐるというところは言へると思ひます。

○井上委員 そうすると、目的通り使つてない縣に對しては、結局それは予算編成の必要からそういうことであつたので、目的以外に使つてゐるけれども、やむを得ない、こういうことで了解をしたのですか。

○渡邊政府委員 われわれは、目的以外に使つてゐるけれどもやむを得ないという意味で了解をしたわけではございません。道路に行く金が行つたんですから、當然それを使わなければならぬですが、道路の仕事の方が先に急ぐものでございまして、譲与税の金

が来ることを當てにしまして、他の獨立財源なり、そういうもので道路をやつておいた。今度國の方から金が行つた、従ひましてその金を一応道路に向けることにしまして、そうして前に向けておいた金を元へ戻して、そうしてこれで他の事業をする、こういうふうな措置をすれば、結局その経緯ははつきりしたわけでありまして、そういう措置をやらぬで、端的にただ國の方から来た金を他の經費に使う、こういう措置をした。これはいわば技術的な關係が十分でなかつた、それによつて誤解を招くような予算措置になつたことは遺憾であります、實質的には、その金がやはり道路に使われてゐると思ひ得るものでございまして、その意味において了解をしたわけでございます。

○井上委員 大蔵當局は、目的稅的な稅の取り方には從來から反對的態度をとつてきた。だから、今度この地方道路稅法案を提出した政府としては、この目的稅的な性質のものは許すのですか。

○渡邊政府委員 目的稅的な稅というものにつきましては、今さら井上委員にあらためて申し上げるまでもありませんが、とかく財政の経理を窮屈にしようとする意味からして、反對であるという原則的な氣持におきましては、現在におきましても同じように考へております。ただ五カ年計画の問題と結びつけ、さらに揮發油に對する課税と

結びつけて道路費用というものを考へて参ります場合におきましては、これはきわめてまれな例外として、やはり一応こういう考え方は是認されていいものではないかというふうに考へておきます。

○井上委員 道路の改修というものは、あるいは新しい道路の建設というものは、国の産業開発なり国民生活向上の見地から、国の政治としてやらなければならぬ重要な事業であります。その重要な事業を、わずか七十億そこそこの金で事が済むがごとき印象を与える、それで政治的責任をのがれようというふうな見方も一方に立つわけですから、国の重要な行政としての道路政策というものは、人間の生活が向上して、文明が発展すればするほど、必要の度合いが増してくるわけですから、国の政治としては一そうその面に力を注がなければならぬことになるのです。ところが、そういう国の重要な政治の一つを目的税で事を済ませよう、こういうところに問題がありはしないのですか。

○渡邊政府委員 道路をよくすることが国の政治において非常に大きな、重要な一環をなしている、それは私も井上委員と同じような意見を持つております。従つて、国の一般的な財源をもちまして道路補修に充てるといふことが本則であるべきであるといふことに、われわれも思つております。ただ最近におきまして、道路の使用状況というものを参りますと、やはり相当重量のある大きな車が道路をかなり破損しておる。同時にああいふ車があるがゆゑに、道路費用についても特にまた大きな金がかかるということも、やはり一つの事実であるように思ひます。

従つて、やはりそういうものを使用をする人において、相当の特別な負担をしてもらうといふことも一つの考え方ではないかという意味におきまして、揮発油税というものが考へられるわけでありませう。同時に、その揮発油に負担をかける地方道路税において、やはりそういう費用を持つていただく。しかし、もちろんこの財源以上には道路の改修のための費用を出さない、あるいはこれだけで道路はやつていくべきだといふような気持であるわけではございません。

○井上委員 その点が非常に不明確です。国の道路がよくならないといふことは、それだけ国全体の産業経済を高めることになつていきますので、それを積極的に取り上げる。予算的処置を講ぜず、道路を破損するものは自動車なりあるいは大型車なりである、だから大型車の使うガソリンなり重油なりから税金を取つて、その取つた税金で道路を直したいといふ考え方、あまりにも責任の所在を明確にしない場当たり的な政策のように考へられる。大体自動車はガソリンを使うといふことは、初めからきまつてゐるのです。自動車からガソリンを取つてしまつたら、何を使うのですか。これは当然なことなんです。また、自動車が道路を走るといふことも当然のことなんです。そういう当然なことを当然でないがごとき考え方から——私は別にこれ自身に反対するわけではありませんけれども、もし果してさういふ目的税が許されるならば、他にも目的税的性質を有する事業がございますから、そういうものを許すかどうかといふことなんです。問題はそこなんです。どうですか。

○藤枝政府委員 揮発油税及び地方道路税でございしますが、その考え方、ただいま主税局長からお答え申し上げた通りでございします。根本的には、目的税あるいは目的税的なものといふものは、財政全体としてあまり歓迎すべきものではないのですが、ただ揮発油税につきましては、先ほど主税局長もお答え申し上げましたような特殊な関係がある、また外国の例等にもそういうものがあるといふような点もありまして、一応許さるべきではないかと考へておる次第でございします。しかし、道路そのものの政策は国の大きな政策でございまして、単に揮発油税、あるいは地方道路税だけで国の道路政策、あるいは地方の道路政策といふものをやつていくといふような気持は私も持つておらないのであります。これはやはり国の政策として道路の政策を樹立いたしまして、その費用をあるいはガソリン税に求め、地方道路税に求め、あるいは一般財源に求めるべきであるといふふうに考へております。すでに御承知の通り、本年の計画におきまして、国の道路に出します費用はガソリン税の収入を上回つていくことは御案内の通りでございします。これは御案内の通りでございします。また地方の負担におきまして、この道路五カ年計画による地方の負担百三十九億に對しまして、七十二億数千円のもの、地方道路税として付与していただくでございまして、その他のもは一般的な財源としてこれをやつていただくでございします。そういうふうには私どもは考へておる次第でございします。従ひまして、最後にお願いの、

他にもそういう目的税的な事業があるではないか、そのときにはどうするかというお尋ねに對しましては、私も特殊税だけについてこれを一応容認してゐるのであります。他の問題につきましては、目的税あるいは目的税的なものを作るという考え方は持つておらない次第でございします。

○井上委員 そういふことになる、あなたの方では、最近地方に有料道路なるものを作らして、たとえば大型車は五十円とか百円とか、あるいは小型車は三十円とか五十円とか、その道路を通行する場合に通行税を別に取つてゐる。これも明らかに道路を通る場合の目的税ですが、それとこれとは一体どうなりますか。

○藤枝政府委員 有料道路の料金は、御案内の通り、道路の建設をいたしまして費用を利用者に何年かかかつて払つていただくといふものであります。通常の目的税とはだいぶ違ふのじやないかと思ひます。むしろいわゆる受益者負担といふような考え方——受益者負担と目的税とは全然違ふとは申しませんけれども、あれは私も特に目的税といふような觀念で考へておらない、むしろ受益者が特定の道路を新たに作つてもらいたいといふために、料金でそれを払つていくといふふうに考へておるような次第であります。

○井上委員 有料道路の料金を徴収する場合ですが、一方地方道路税によつてその道路を通るもの、たとえば自動車ならその自動車の使うガソリンから特にこれこれの税金をとる、とつたものはそこへつき込む、こういうことになる、有料道路の料金をとるといふこと

れとちつとも変りません。ただ二重負担になる、そうなりませんか。現実にそうなるじゃありませんか。

○渡邊政府委員 私はさういふふうに解釈しておられます。通常の道路があつて、これに對しては、もちろん国としては道路政策として一つの大きな責任を持つていて、この財源は一般財源に求め、同時に揮発油税その他の財源に求め、あるいは地方だつたら地方道路税に求める。有料道路の問題は、これは特にさうした車のために特殊な、車に非常に便利な道路を作つて——その道路以外、ほかには通る道がないといふ場合ですと、料金を一々とつてやることになりまして、今井上委員のおっしゃつたような問題になると思ひますが、同じ東海道なら東海道に一つの道があつて、これは従来通つてゐる。ところがここに一つ、どこかの踏み切りならその踏み切り辺を中心にしての特別な道路を作る、そしてそれは非常に金がかかる、そのかわり、それを通ることによつて自動車その他は非常に便利を受ける、こういう場合におきましては、これを一つの独立採算的な観点によりまして作りまして、そのかわり、これを通ることによつては一つ料金を払つてもらふといふような考へ方で、有料道路の制度ができているように思ひます。従ひまして、それ以外に通る道がないという場合に、それを有料道路にするといふことになりまして、問題は井上委員のおっしゃつたような線になつてくると思ひますが、特に便利な道を作り、それは同時に独立採算的な観点でもって有料道路とする、こういうことは許され得るのではないかとさういふふうに考へます。

○井上委員 何か有料道路というものは、特別なものが通るだけに別に作つてあるのだから、料金をとるんだ、こゝういふ説明です。ところが最も便利な、最も交通量のひんばんなところに有料道路を作りあげる。現に、私まだ通つたことはありませんけれども、横浜の保土が谷からたしか大船の手前まで有料道路が通つてゐる。これは東海道線です。東海道線を有料道路にしておいて、いやなら回り道していけ、回り道していけば金はかかりませんが、そういふむちやな話はありませんよ。これは、いつそのこと政府の持つてゐる道路は全部有料道路にしてもよろうな方が手つと早い。そうしたら目的税も何もくそもありません。通れば金をとるので、それから、そこまで腹をきめればよい。ところが一方で有料道路を認めておいて、片方はガソリン税といふゆるめな地方道路税でとられてしまふ。二重にとられてしまふじゃないですか。そういうことになるではありませんか。現実には車が払うのですから、車が払うということには二重になつてしまふ。これはどうするのです。そういう理屈の合はぬことを言うたらあきまへんで。

○原政府委員 お話しの通り、有料道路の場合、いわゆる目的税との場合は、ニュアンスの違いという点もあると思ひますが、今二重じゃないかという点で御注意がありましたので、その点について私どもの考えを申し上げますれば、ガソリン税といふものは目的税として道路の費用に充てるけれども、これは、ガソリンを使う人は幾ら幾ら利益しているからよこせといふの税は税で、ただそれをガソリンと縁の

深い特定の歳出に結びつけたというだけであつて、これは一般の税負担の一部であるといふふにわれわれ考へておきます。ところが有料道路の使用料は、おつしやる通り大々的な道路のほかに、新たにできる道路なり橋なりといふものもございしますが、たとえばある入江の口に橋をかけて、ぐるつと回つていかなければならぬのを橋を通れるようにする、これを一般の道路としてやるという場合もありましようが、便益その他から考へて、その利用者によつて負担するものとして作るというのが有料道路の考へ方でございます。つまり、その利用者をして特別にその建設費を数年間にわたつて特別にそのとが適當であらうと認められるものがあるというわけでありまして、これは一種の社会通念上の判断でできるわけでありまして、そういうものは借金をして、それを料金で取り戻すということとでよろしいではないかということ、まあこれも国が非常に財政面に余裕があれば、どんどんそういうものも一般の財源でやるということも考えられることでもありましようが、現実の事態においては、やはり通行者の料金によつて資本を償却するといふ形でよろしいか、これが有料道路の制度であります。従つてその道路なり橋なりを通る車は、一般のガソリンについて一般の税として負担するほか、その道の資本を償却するための料金を払ふといふことであつて、私ども、これは片方で済ますべきものを二重にとつてゐるといふふうには考へておらない次第でございます。

○井上委員 もう一点質問いたしたいですが、今まで揮発油譲与税でやつて

地方に譲与金を出しておつたのを、どういふわけで地方道路税という新しい税を作つて譲与税法にせなければならぬと考へてゐるのか。法律の根拠がないと地方の方に譲与金を出すことができないといふのですか。この揮発油譲与税で法律的根拠があるのに、どういふわけで新しくこういう法案を提出しなければならぬと考へてゐるのか。これは私もいろいろ検討してみると、揮発油税は揮発油税でとつた方が自然増の關係で国庫収入はふえていく、ふえたままでも年々地方へよけい金をやらなければならぬ、三分の一という率で分けてやらなければならぬから、地方へいく金が多くなつていく、そこで一定のワケをちゃんときめておいて、そこで地方道路税といふ法律、譲与金法といふ法律でワケをきめて、これ以上地方へは道路のためには金をやらぬ、こういうワケをはめるために作つたのじゃないかと疑われるのですが、そういうことはありませんか。

○渡邊政府委員 昨年揮発油税につきまして揮発油譲与税といふものを作つて、三分の一を地方にやるという案を御提案申し上げましたのですが、結局国会をいたしまして、この法案は一年限りといふことになりましたので、われわれの方としては、再度いろいろ検討した結果、現在のような法案を提案したわけでございますが、今井上委員のおつしやいましたように、こうすることによつて、揮発油税の収入を、一つの収入ではあるながらも、地方へ譲与するものについてワケをはめる、これは全然われわれはそういうことを考へておりません。現在の法案でございますと、地方道路税として入りました

収入は、特別会計の方に入りまして、一般会計の方に入りません。そして特別会計の方に入つた金について一応譲与していただくわけでございしますが、当初予算でもつて見積もりました金額以上に収入が入つて参りますれば、それは決算によりまして、そうした余分に入つてきたということがはつきりいたしました後の時期におきまして、さらにこれを追加して譲与する、こういう制度になつております。別にその間、いわばごまかしとでもいうようなことは私どもとしては全然考へてゐるわけではございません。

○井上委員 この際主計局の方に伺いますが、最近建設省を通して大蔵省の方に要求してきております地方道路の改修費は、年間要求されます分がどのくらいになつておりますか。そして、それは国道及び府県道についてどのくらいの査定で認めておりますか。

○原政府委員 実は要求に対する途中の処理については、資料をここに持つて参つておりませんから的確にはお答え申し上げられませんが、道路事業費は、御案内の通り昨年度きめました五カ年計画で、中央も地方も入れまして二百六十億といふことになつております。その中の分の一年分でありまして、おそろく三十三年度の要求が五百億くらいだつたと思ひます。これは五カ年計画としても少し大きいと思ひます。それが二百五十九億といふような数字になつておるわけでありまして、要求してきて、そのうちで二百五十億ほど大体認めるといふのです。

○井上委員 そうしますと、五百億をその要求に対して、その約半額を認めた、この解釈して間違ひないのですか。

○原政府委員 五百何十億という数字は地方の負担分も含めたものである。そこで今回の成立予算では二百五十九億が国の歳出として出てゐる。そのほかに地方は、このお願いいたしてあります地方道路税及びその他の財源から百三十億くらい出して、合計で三百八十億くらいというものが三十三年度の道路関係事業費の総額でありますから、七割か何か、それに近い額が認められてゐるといふことになるわけでありまして。

○井上委員 この譲与税法案によると「各都道府県及び指定市の区域内に存する一級国道及び二級国道並びに都道府県道」こうなつてゐます。だから地方道路でありまして、その府県を通つてゐる国道はやはり府県が責任を持つてこの金で直せといふことですか。

○原政府委員 県を通ります国道の費用をどうするかといふお話でありまして、直轄工事をやる場合は国が直接に出す。府県がやる場合は府県が出す。国が補助を出す。国が直轄でやります場合は、府県が分担金といふものを出します。これは十年の公債で国へ納めることになつております。直轄の場合は国が全部出す。ただしそのうち地方の負担分は交付公債でもらう。そ

これから補助の分は、国が補助金を出しまして、それに地方が財源をつけて、自分であるいは請負に出して工事をやるということになります。

○松原委員長 續路節君。

○機務委員 この地方道路税で免税になります種類、たとえば航空用燃料については免除になっているわけですが、それについて、航空用燃料のほかにあるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○渡邊政府委員 現在法律に認められ、同時に実際に免税しております分は二つございます。一つは臨時的に免除されている航空用燃料のようなもの、それからもう一つは、日米行政協定の関係でもって免税されている分がございます。この二つに分れております。

○機務委員 この航空用燃料を免除したのはどういふ理由ですか。

○渡邊政府委員 航空用燃料に対する揮発油税を免除した当初の考え方は、航空事業というものが一時中断されていまして、それが新しく再出発するにつぎましては、やはり相当の国の保護が必要であるというふうな考え方からいたしまして、一応揮発油税につきましてもこの負担を当分免除していきう、こういう考え方でこの免除の制度はできているわけでございます。

○機務委員 主税局長にお尋ねいたしますが、この地方道路税、これは地方道路を使用するもの、自動車が消費する揮発油にかけられる、こういうのでしょか。大体において先ほどから井上委員との問答を聞いておりますと、目的税だということになりますね。それに間違ひございませんか。

○渡邊政府委員 原則的にはおっしゃる点で間違ひないと思ひます。

○機務委員 そうすると、これは話が地方道路税の自動車とは全然別になりませんが、たとえば洗たく屋がとにかくガソリンをたくさん使用する。これは別に道路を使わないわけですね。自動車ならば明らかに自動車を使つたために道路が損傷する。だからお前ら税金を負担して道路を直すのだ、道路がよくなれば走る自動車のガソリンの使用量は少くなる。これはわかりません。たとえば洗たく屋はガソリンを使つてゐる。これはどうなるのですか。ガソリン税であれば、ガソリンそのものにかけるからいいのです。しかし目的税である地方道路税にまでそれをかけるといふのはどういふのですか。

○渡邊政府委員 理詰めに詰められますと、われわれの方も非常に答へに苦しむのでございますが、その点、われわれの方もいろいろ検討してみたわけでありまして、比較的使用される量も少うございまして、同時にその分について特に一応道路税からははずすということになりますと、非常にその間の手数もかかります、なかなかむずかしいというので、ある意味においてやむを得ざる手段として、一応負担していただく、こういうことになるわけでございます。

○機務委員 私は今申し上げましたように、ガソリン税としてとることについてはけっこうだと思ひます。しかし新たに地方道路税というものを創設して、目的税である、こういうふうに規定した以上は、たとえば一万三千円であるならば、本年度とられる一万円の

ガソリン税を当然納めるのが至当であるが、残る三千円が地方道路税としていくものであるならば、その点は私は免除してしかるべきものと思ひます。それは全く税の本質からいつて合わないのではないかと申す。これは、よくあなたの方では相当莫大な金額について、たとえば政令でやるとか、その他でもって減免をしてゐるわけですね。どうしてこれはなさらないのでしょうか。

○渡邊政府委員 理詰めに詰められますと、どうも私も機務委員のおっしゃるようなことになるのですが、今度の地方道路税におきましては、できるだけいろいろな手数を省いて、徴税費についても、あまりこれがかららないようにという意味におきまして、揮発油税の課税のかけ方にそのまま地方道路税の課税のやり方が乗つたわけでございます。そして、そういう意味におきまして、揮発油税を課税する分と道路税を課税する分との間にいろいろな差別を作ることにしまして、手数の上からいろいろめんどうな点が残りますので、どうも先ほど申しましたように、今度の場合におきましてはある程度の負担でありますからごしんぼう願ひたい、こういうお答え以外にないわけでございます、御了承を願ひたいと思ひます。

○機務委員 今のお話しは徴税費がかかる、あるいは徴税事務が手続がなかなか煩雜であるからやむを得ないという理由のようですが、それだけではこれは納得しないのではないかと申すので、徴税手続がということになれば、いろいろ簡略な方法もあらうと思ひますが、これは一つ次の機会に十分検討しておいていただきたいと思ひます。

○渡邊政府委員 一応われわれの方の調査によりますと、本年度の計画におきまして、これは洗たく屋さんだけではありません。いろいろな他の工業に使われましても全部込めまして四万キロリットル、これは全体の使用量が、民間航空とかその他を含めまして全部で二百六十八万キロリットルのうちで四万キロリットル、こういうわけでございます。

○機務委員 先ほど、ずいぶん大きな消費量になります、こういうふうなお話しがございましたが、その四万キロリットルというのは相当他の方も入つておると思ひます。一応私の方の資料では、年間大体三千九百六十キロリットルくらいではないか。そうすると、今あなたのお話しの約十分の一にしかならないわけですね。これは、今同はいろいろ会合も押し迫つてゐることですから、いまさらいじるといふのも困難でしょうが、やはりこれは筋の通らないことですから、筋の通らないことをわれわれ委員会としてこれを認めるわけに参りませんので、一つ次の機会には、ぜひこの点については実際の徴税事務その他の面で考へていただきたいと思ひます。

○機務委員 次は主税局長にお尋ねしますが、この航空用燃料で免除になつてゐるのは、大体年間幾らでございますか、これを一つお話ししていただきたい。

○渡邊政府委員 われわれの方で予算を策定いたしますときに見ました数字は、五万キロリットルでございます。

○機務委員 その内訳はどうなつていますか。これは全部民間で使用するわけですか。

○渡邊政府委員 民間で使用されております分が約二万キロリットル、残りの三万キロリットルが防衛庁関係でございます。

○機務委員 実は主税局長、私ちよつとその数字は疑問に思ひます。今そこは防衛庁の装備局長にきつてもらつてゐるのですが、防衛庁の装備局長の方では、航空用燃料については初めから税金がかからないんだ、こう言ふ。なぜかからないんだと聞いたら、いやあれは自分で持つてゐるものではないのだ。アメリカに全部委託して、そうしてアメリカの航空燃料を使つてゐるから、だから税金がかからないというお話しだ。装備局長、そうですね、その点話して下さい。

○久保政府委員 先ほどちよつと申し上げたのをもう一度繰返してみますと、ジェット燃料につきましては、私どもが今日練習の段階におきましては、T33を築城の基地で訓練いたしております。これは米軍の指導のもとに訓練を受けておりました、この基地の管理一切は米軍の責任になっております。米軍に対して訓練あるいは教育を委託いたします場合には、たとえば電力料はどうか、水道代はどうかとか、こういうことで、米軍側で要りました費用を、適当な割合をこしらえて分担するということでありまして、その中に向うで使用したジェット燃料のある一定分が計算した割合で入つておる、これはわれわれの方で持つ分担の費用の総額になる、こういうことでありまして、考へ方としては、金を払つて

向うから油をもらうというふうな考え方には実はなっていないわけでありまして、米軍側といえども、単純に向うが日本の内地で購入したジェット燃料なりを、たとえば浜松のようなこちらの単独の基地で使う場合に払い下げるといったようなことは、米軍側としても実はできないような建前になっておりまして、当然将来、たとえば来年度浜松なら浜松なりでF86の訓練、実用機をやる、その場合に使いますジェット燃料につきましては、そういうルートを通るといことは考えられない。こういうことでありまして、先ほど申し上げたのは、あるいは少し言葉が足りなかつたかもしれませんが、むしろ訓練の費用の分担、その中にたまたま油が入つておる、こういうふうに御了承をお願いしたいと思います。

○横路委員 もう一ぺんお尋ねします。あなたが、あなたの方は三万キロリットル使用しておるのですか。今あなたのお話を聞いておると、アメリカの空軍に委託しておるのですか。そうすると、いわゆる普通の民間航空であれば、民間航空として一つの指定の会社から買うでしょう。あなたの方では、この燃料は民間会社から買うのではなくて、これはアメリカ軍の委託です。アメリカの油を使うのですから、だから、そうならばそれは税金を納めるとか何とかいうことは別ですね。それはどうなつておるのですか。まず、総体の燃料はどうなつておるのですか。

○久保政府委員 ジェット燃料のお話しが出たのですから、その内容を申し上げますが、今私どもで使つております燃料のうち、航空機の場合については、私どもが単独の基地で訓練ある

いは実用機に使つております航空燃料は、全部それぞれ民間のメーカー、指名競争入札その他によつて決定したメーカーから買つております。それから今申し上げた空軍に対する委託教育の分は、今の築城のジェット燃料の關係と、それから目下松島で、これはT6Gと申します練習機であります。これはやはり先ほど申し上げましたようなルートで事実上使つておる、こういうことであります。

数量のお話しでありますので、数量を申し上げます。二十九年度について申し上げますと、航空関係が海上自衛隊、航空自衛隊、両方合せて約一萬キロリットルであります。

○横路委員 その点が私非常におかしいと思つておる。私はそれを聞いておるのです。今一萬キロリットルといつておる。あなたのお隣に今いらつしやる主税局では三万幾らと言ふ。私がそれを尋ねておるのは、最終的にはわれわれがこれから修正をしようという金額で、実際の消費量は十分財源は間に合ふのだというのが、私がだんだん聞いていきたいことなんです。今の数字なども全然違ふ。たとえば二万幾らといふものは、それで二億五千万から違つてくるのですが、その点はどうなつておるのですか。

○久保政府委員 私が先ほど申し上げました数字は二十九年度の実績でありまして、三十年年度は、航空機は全部で八万二千キロリットル、そのうちジェット燃料は五万キロリットル、差引まして、一般の航空用ガソリンが三万二千キロリットル、こういうことになつております。

字が違ふわけですね。実際二万キロリットルも違ふと、飛行機の台数はどれだけふえるわけですか。

○久保政府委員 御承知かと思ひますが、本年度は、訓練の段階も全く途中から始まつた状態でございまして、実用機につきましては、たとえばジェット機なども二十九年度はまだ全然ない、こういうような状態で、訓練機、実用機とも二十九年度後半から三十年度にかけて相当な数字がふえる結果、二十九年度から三十年度へは相当燃料としてはふえておるわけです。

○横路委員 私の聞いてゐるのは、相当ではだめなんです。何台ふえて、それから一台にどれだけガソリンを消費するか。この数字があつたら、それだけきつちりと言つてくれたらけっこうなんです。今これから委員会へ出されます修正案にはわれわれも賛成で、共同提案するわけですが、今の点はちよつとふに落ちない点があるのです。たとへば聞いてみると、ジェット練習機については向うへ委託しているのだ、だから私わなくてもいいのだ、こういう話からだんだん数字が違つてきておるのですが、この点はまだ三十日まで大蔵委員会がありますから、恐縮ですが、資料でお答えになつていただきたいと思ひます。あつてもあつても委員会にはありますから、去年は一萬キロリットルで、それが実際の消費量がこれと三倍になつたのだ、そうならば台数がどれだけふえて、練習時間がどれだけ、その消費量はどれだけという点について、資料でお答えをしていただきたいと思ひます。

地方道路税法案に対する修正案
地方道路税法案の一部を次のように修正する。
第四条中「四千元」を「二千元」に改める。
第七条第二項、第十条、第十一条第一項、第十二条第四項及び第十三条第一項中「十五分の四」を「十三分の二」に、「十五分の十一」を「十三分の十一」に改める。
附則第一項中「昭和三十年七月一日」を「昭和三十年八月一日」に改める。
附則第二項から第九項までを削り、附則第十項を附則第二項とする。
附則第十一項中「第十三項」を「第五項」に改め、同項を附則第三項とする。
附則第十二項中「第十項」を「第二項」に改め、同項を附則第四項とする。
附則第十三項中「第十項」を「第二項」に、「十三分の二」を「十三分の四」に、「十三分の十一」を「十三分の九」に改め、同項を附則第五項とする。
附則第十四項から第十八項までを八項ずつ繰り上げる。
附則第十九項のうち日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関係法等の臨時特例に関する法律第十二條第三項の改正に関する部分中「及びを」並びに「に」を改め、附則第十九項を附則第十一項とし、附則第二十項以下を八項ずつ繰り上げる。

各派共同提出の修正案が委員長の手元まで提出されておりますので、これを印刷して諸君のお手元に配付いたしておきました。本修正案は各派共同提出の修正案でありますので、趣旨の説明等はこれを省略いたします。
この際申し上げます。国会法第五十七條の三の規定によりますと、委員会は、法律案に対する修正で予算を伴うものについては、内閣に対して意見を述べた機会を与えなければならぬことになつておりますので、政府側において、本修正案に対して御意見があればお述べをお願いします。
○藤枝政府委員 地方道路税法案につきましては、中央及び地方の道路整備のために、ぜひとも政府の原案の通過を極力お願いをいたして参つたのであります。それによつて初めて財源の確保もできるものと信じておる次第でございます。しかし委員会御提案になつた修正案を拝見いたしますと、多少その点におきまして私ども残念に思つてございまして、道路整備五カ年計画の遂行並びに地方道路の財源を確保しなければならぬという大局的な見地から考えまして、御修正になつておる点につきましては、非常に遺憾を感ずる点がございます。が、やむを得ないことと存する次第でございます。
○松原委員 次に、地方道路税法案に対する各派共同提出の附帯決議が提出されておりますので、この際これを読み上げます。
地方道路税法案に対する附帯決議
一、昭和三十年年度の道路整備費（労働省所管の特別失業対策費を含む）

む)については、揮発油税収入額にかかわらず予算計上額通り必ず実行すること。

二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第三条第二項(ロ)に規定する三十年度の揮発油税収入実収額の計算においては、一キロリットル当り一万一千円にて徴収されたものとみなして計算すること。

三、本法案修正によれば、昭和三十一年度以降の地方道路財源については不足を生ずるも右については適切な財源的法的措置を講ぜられたい。

右決議する。

以上の通りであります。

本附帯決議の採決は、本案の採決が終了した後にを行います。

○内藤委員 この際動議を提出いたしたいと思ひます。ただいま一括議題となつております両法律案に対する質疑はこの程度にて終了し、討論を省略して直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの内藤君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより採決に入ります。まず地方道路税法案について採決いたします。初めに本法律案に対する各派共同提出の修正案を採決いたします。お諮りいたします。本修正案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案を採決いたします。お諮りいたします。この部分を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本法律案は全会一致をもつて修正議決いたしました。

次に、本法案に対する各派共同の附帯決議を採決いたします。お諮りいたします。本附帯決議を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議は可決いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を採決いたします。お諮りいたします。本法案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 次に、税制に関する件について調査を進めます。質疑を許します。山本勝市君。

○山本(勝)委員 一言税制に関することとて、税理士法に關して政府に所見を伺つておきたいと思ひます。御承知の通り昭和二年に計理士制度が制定されまして、計理士といふものができたのであります。昭和二十三年に公認会計士法が新たに制定せらるるに至つて、計理士は制度としてなくなつたわけでありまして、ただ従来計理士をやつておりました者は、公認会計士法におきましてその業務が繼續できることに規定されてきてゐることは御案内の通りであります。ところが昭和二十六年に税理士法が制定せられました際に、それまで税務代理士法によつて認められておりました計理士の税務業務——税務代理士法におきましては、計理士は当然に税務代理士を兼ねることが許されておつたのであります。ところが、二十六年に税理士法ができました以来、この計理士の税務業務といふものが許されなくなつたわけでありまして、その際いろいろの手段で、これまでの計理士が自動的に税務業務を続けられてゐるといふ処置をとつておりましたけれども、その際漏れたものが相当あることは御承知の通りであります。あるいはその際に五年の年期が五年たつていなくなつたとか、あるいは手続がおくれた者、病氣のためにおくれた者、あるいは引き揚げがおくれたといふようないろいろな事情で、手続がなくなつておるものがあるものであります。これが、今日もうすでにこの計理士がなくなつてからでも六年以上もたつておるのであります。ところがこの計理士は、御承知の通り会社の事業者の依頼を受けて、会計に關する検査だ

の調査だの關係書類の計算整理、また立案をやるというのがその仕事になつてゐるにかかわらず、自分の作つた会社の經理に關する書類を税務署へ行つて説明することもできない、ことに最近では、税務署に出入りすることすらもやましいといふことで、計理士として六年以上もやつてゐるのに、税務署に行つて説明もできないといふようなことは、まことに實際の事情に沿わないのじゃないか、こういうふうには思ふのであります。そういうものは、前の税理士法のできる前にあります。税務代理士法といふものには、計理士は當然に税務を行へるようになっておつたのでありますから、今日何とかこれを救済して、計理士がこれからふるわけでもないものでありますから、残つておる計理士に対しては、税務を扱い得るやうに何らかの処置をとるべきだ、こういうふうな今考へて、われわれの政調会におきましていろいろ研究した結果、そういうやうな結論になつたわけでありまして、この際これに対して政府当局がどういう考へを持っておられるか、これを伺つておきたいと思ふのであります。

○渡邊政府委員 税理士の關係につきまして、今山本委員のおっしゃいました点でございしますが、これはわれわれの方でもよく研究してみたいと思つております。できるだけ御趣旨に沿うやうな結論が出ることをわれわれも希望しておりますが、同時に他にいろいろの關係もございまして、結局問題は、現在その人たちがもつてゐる試験を受けることができることになつております。會計關係の科目は免除されております。税法關係の科目だけにつきましては、一応試験を受けなければならぬことになつておるわけでありまして、それで、おそらくこれは山本委員よく御承知だと思ひます。現在山本委員が御指摘になつた方々が希望してゐる点は、會計關係を免除するだけでなく、税法關係の試験についてもある程度の免除をしてほしい、場合によつては税理士法ができました機会にとりましてやうな特別な講習をすることかなんとかすることによつて、一応税法の試験を免除するかわりにしてほしい、こういうやうな希望のやうにわれわれも聞いております。他に税務職員の方にも、一応あの通りに十五年税務職員であつたといふ者については、いろいろな免除の規定がございまして、その他についてはかなり厳格な試験を受けなければならぬ。しかし、それもある程度免除の規定はございまして、そういうやうな点で、そういう面におきまして、やはり税理士についてももう少し試験を受けやすいやうにしてほしい、あるいは試験をある程度免除してほしいといふやうな希望もあるわけでありまして、国税庁といたしまして、全体の税理士のあり方とも関連しながら、そういう幾つかの希望を今検討しておるのでございまして、お話しのような点につきましては、やはりよく研究いたしました上で、米たるべき通常国会なり何なりの機会に、われわれとしては法案を提出すべきものは提出したい、かやうに考へております。

○山本(勝)委員 国税庁の方では、次の通常国会を期して、ただいま私が申し上げたやうな趣旨を繰り込んで、税理士法の改正を準備しておるといふことを聞いておるのでありますが、国税庁の

方ではそういう意向でございますか。

○清野説明員 ただいまの山本委員からの御発言の線で、われわれ国税庁の事務当局としては目下検討中であります。国税庁として、ただいままだ片議を経たというような段階ではございませんので、そういう意味では、最終的にそういう結論を得られるというふうにはここで御確約はできないのであります。ただいま主税局長の方からも客弁がありましたように、また山本委員のお話しにもありましたように、私どもも同じ考えで進んでおり、検討しております。税理士法も御承知のように四年を経ましたので、この際税理士法のその他の条項についても、全面的にもう一回見直してみようじゃないかということをやっておりますが、それには今お話しのような点を一番大きな問題として取り上げ、他に単業計理士についての救済といいますが、これをどんなふうに税理士法において認めていこうかというような線での検討をいたし、通常国会までにまとめまして、通常国会にはそういう方向の何らかの案を提出したい、さように考えております。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

〔参照〕

地方道路税法案（内閣提出）に関する報告書
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十八日印刷

昭和三十年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局